

国立大学法人大分大学研究マネジメント部門教員選考規程

令和3年9月28日制定
令和3年規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第8号に規定する研究マネジメント機構における教員の選考に関し必要な事項を定める。

(選考方法)

第2条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第3条 研究マネジメント部門長は、教員の選考の必要が生じた場合は、国立大学法人大分大学研究マネジメント部門人事会議（以下「人事会議」という。）の議を経て、選定委員会を置く。

(選定委員会の構成)

第4条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究マネジメント部門長
- (2) 研究マネジメント機構副機構長
- (3) 研究マネジメント機構の各センター長のうちから1人
- (4) 研究マネジメント機構の各部門長のうちから1人
- (5) その他研究マネジメント部門長が必要と認める者

- 2 前項第3号から第5号までの委員は、研究マネジメント部門長が指名する。
- 3 選定委員会の委員長は、互選とする。

(公募方法)

第5条 選定委員会は、公募要領を作成し、研究マネジメント部門長名義で公募を行う。

- 2 選定委員会は、応募者の中から任用候補者を2人又は3人選定し、人事会議に報告するものとする。

(審査委員会)

第6条 研究マネジメント部門長は、前条第2項に規定する任用候補者の報告又は別に定めるところによる任用候補者の推薦を受けたときは、その都度、審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究マネジメント部門長
- (2) 研究マネジメント機構副機構長
- (3) 研究マネジメント機構の各センター長
- (4) 研究マネジメント機構の各部門長のうちから1人
- (5) 大分大学研究マネジメント機構運営会議細則（令和3年細則第22号。以下「細則」という。）第3条第1項第4号及び第5号の委員のうちから1人
- (6) その他研究マネジメント部門長が必要と認める者

- 2 前項第4号から第6号までの委員は、研究マネジメント部門長が指名する。
- 3 審査委員会の委員長は、研究マネジメント部門長とする。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代理する。

(選考)

第8条 審査委員会は、任用候補者について審査（ヒアリングを含む。）を行い、その結果を人事会議に報告する。

2 人事会議は、前項による報告に基づき任用候補者を選考するときは、細則第5条第2項の規定にかかわらず、出席した委員の3分の2以上の議決を要するものとする。

(事務)

第9条 研究マネジメント部門の教員の選考に係る事務は、研究推進部産学連携課の協力の下、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究マネジメント部門における教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学全学研究推進部門教員選考規程（平成28年規程第94号）、国立大学法人大分大学産学官連携推進部門教員選考規程（平成30年産学官連携推進部門規程第1号）及び国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門教員選考規程（平成30年国際教育研究推進部門規程第1号）は、廃止する。